

2024 DISCLOSURE

【資料編】

令和5年度 アイオー信用金庫の現況

法律で定める開示項目

※数字の前に「事」と記載されている場合は「事業概況編」の該当ページです。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ① 事業の組織 事3
- ② 理事・監事の氏名及び役職名 事3
- ③ 事務所の名称及び所在地 事19

2. 金庫の主要な事業の内容 事13~14

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ① 直近の事業年度における事業の概況 事5~6
- ② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (A) 経常収益 5
 - (B) 経常利益又は経常損失 5
 - (C) 当期純利益又は当期純損失 5
 - (D) 出資総口数及び出資総額 5
 - (E) 純資産額 5
 - (F) 総資産額 5
 - (G) 預金積金残高 5
 - (H) 貸出金残高 5
 - (I) 有価証券残高 5
 - (J) 単体自己資本比率 5
 - (K) 出資に対する配当金 5
 - (L) 職員数 5
- ③ 直近の2事業年度における事業の状況

(A) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益/業務粗利益率/業務純益/実質業務純益/
コア業務純益/コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 6
- 資金運用収支/役員取引等収支/特定取引収支(該当ありません)/
その他業務収支 6
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高/利息/利回り/
総資金利鞘 5~6
- 受取利息の増減/支払利息の増減 5
- 総資産経常利益率 6
- 総資産当期純利益率 6

(B) 預金に関する指標

- 流動性預金の平均残高/定期性預金の平均残高/
譲渡性預金の平均残高(該当ありません)/その他の預金の平均残高 7
- 固定金利定期預金の残高/変動金利定期預金の残高/
その他の定期預金の残高 7

(C) 貸出金等に関する指標

- 手形貸付の平均残高/証書貸付の平均残高/
当座貸越の平均残高/割引手形の平均残高 8
- 固定金利の貸出金残高/変動金利の貸出金残高 8
- 担保の種類別貸出金残高/担保の種類別債務保証の見返額 9
- 使途別貸出金残高 8
- 業種別貸出金残高/貸出金の総額に占める割合 8
- 預貸率の期末値/預貸率の期中平均値 6

(D) 有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません)
- 有価証券の種類別の残高 10
- 預証率の期末値/預証率の期中平均値 11
- 有価証券の残存期間別残高 11

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ① リスク管理の態勢 13
- ② 法令等の遵守態勢 13~14
- ③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 25
- ④ 金融ADR制度への対応 14

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- ① 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書 1~4
- ② 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (A) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 12
 - (B) 危険債権 12
 - (C) 三月以上延滞債権 12
 - (D) 貸出条件緩和債権 12
- ③ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (A) 有価証券 10
 - (B) 金銭の信託(該当ありません)
 - (C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)
(該当ありません)

④ 貸倒引当金の期末残高/貸倒引当金の期中の増減額 9

⑤ 貸出金償却額 9

⑥ 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合はその旨 2

6. 金融再生法開示債権 12

7. 自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

- (A) 定性的な開示事項 17~18
- (B) 自己資本の構成に関する開示事項 19
- (C) 定量的な開示事項 20~24

※連結すべき子会社等は該当ありません。

計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

第96期決算のご報告

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和5年3月末	令和6年3月末
現金	3,256	3,207
預け金	47,184	47,924
買入金銭債権	107	75
有価証券	103,598	107,440
国債	24,355	24,179
地方債	4,179	4,261
社債	49,402	53,035
株式	139	89
その他の証券	25,521	25,874
貸出金	179,306	174,358
割引手形	1,728	1,740
手形貸付	10,645	9,941
証書貸付	160,153	156,152
当座貸越	6,777	6,523
その他資産	1,929	2,540
未決済為替貸	84	146
信金中金出資金	1,277	1,737
前払費用	39	40
未収収益	304	368
その他の資産	223	248
有形固定資産	2,519	2,465
建物	1,078	1,049
土地	956	955
リース資産	154	126
その他の有形固定資産	330	333
無形固定資産	69	72
ソフトウェア	33	42
リース資産	19	13
その他の無形固定資産	16	16
繰延税金資産	343	315
債務保証見返	473	438
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△2,193 (△1,262)	△2,161 (△1,533)
資産の部合計	336,596	336,676

(単位:百万円)

負債の部	令和5年3月末	令和6年3月末
預金積金	323,730	324,284
当座預金	4,508	4,465
普通預金	174,760	182,264
貯蓄預金	356	391
通知預金	24	43
定期預金	135,882	129,635
定期積金	6,820	6,072
その他の預金	1,377	1,412
その他負債	904	1,041
未決済為替借	130	214
未払費用	96	131
給付補填備金	1	1
未払法人税等	63	118
前受収益	83	68
払戻未済金	10	31
払戻未済持分	2	2
職員預り金	200	199
リース債務	183	149
資産除去債務	41	42
その他の負債	89	81
賞与引当金	123	125
役員賞与引当金	—	17
退職給付引当金	593	575
役員退職慰労引当金	119	96
睡眠預金払戻損失引当金	15	15
偶発損失引当金	31	35
再評価に係る繰延税金負債	12	12
債務保証	473	438
負債の部合計	326,003	326,643
純資産の部		
出資金	1,690	1,659
普通出資金	1,690	1,659
利益剰余金	12,258	12,647
利益準備金	1,815	1,815
その他利益剰余金	10,442	10,831
特別積立金	7,000	7,000
当期末処分剰余金	3,442	3,831
会員勘定合計	13,948	14,306
その他有価証券評価差額金	△3,388	△4,306
土地再評価差額金	33	33
評価・換算差額等合計	△3,355	△4,273
純資産の部合計	10,593	10,032
負債及び純資産の部合計	336,596	336,676

■ 損益計算書

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
経常収益	4,189	4,176
資金運用収益	3,644	3,675
貸出金利息	2,530	2,593
預け金利息	81	124
有価証券利息配当金	999	924
その他の受入利息	32	32
役員取引等収益	386	395
受入為替手数料	171	172
その他の役員収益	215	223
その他業務収益	77	40
外国為替売買益	0	—
国債等債券売却益	32	1
その他の業務収益	44	39
その他経常収益	81	64
貸倒引当金戻入益	—	26
償却債権取立益	48	22
株式等売却益	25	13
その他の経常収益	7	0
経常費用	3,717	3,552
資金調達費用	13	10
預金利息	11	9
給付補填備金繰入額	0	0
その他の支払利息	0	0
役員取引等費用	342	359
支払為替手数料	52	53
その他の役員費用	290	306
その他業務費用	4	139
国債等債券売却損	0	0
国債等債券償還損	—	136
その他の業務費用	3	3
経費	2,862	2,978
人件費	1,876	1,850
物件費	912	1,042
税金	73	84
その他経常費用	494	64
貸倒引当金繰入額	459	—
貸出金償却	0	4
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	34	59
経常利益	472	623
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	21	11
固定資産処分損	1	1
減損損失	19	10
税引前当期純利益	450	612
法人税、住民税及び事業税	122	160
法人税等調整額	0	28
法人税等合計	122	189
当期純利益	328	422
繰越金(当期首残高)	3,114	3,408
当期末処分剰余金	3,442	3,831

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
未処分剰余金	3,442,614	3,831,698
剰余金処分量	33,806	33,100
普通出資に対する配当金	33,806	33,100
繰越金(当期末残高)	3,408,808	3,798,598

令和6年6月27日開催の第103回通常総代会で報告を行った、貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月27日

アイオー信用金庫

理事長 清水克美

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法によっております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、702百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております)

なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 総合設立型厚生年金基金
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.2771%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円(及び年金財政計算上の別途積立金58,714百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金47百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)
 - 第1給付部分の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	85百万円
年金財政計算上の数理債務額	78百万円
差引額	7百万円
 - 第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 4.2329%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」(その他の受入手数料)「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくもの、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点を収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

- 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,161百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 315百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2,219百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,115百万円

- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、出力機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権並びにこれらに準ずる債権額	3,020百万円	貸出条件緩和債権額	577百万円
危険債権額	4,083百万円	合計額	7,680百万円

三月以上延滞債権額 一百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により

経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,740百万円です。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 6百万円 担保資産に対応する債務
有価証券 14,887百万円 預金 2,046百万円

上記のほか、為替決済及び当座貸越等の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に

登録されている価格に合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △20百万円

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務額は150百万円です。

- 出資1口当たりの純資産額 3,023円50銭
- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営層による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

- さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理
①金利リスクの管理
当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

- リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ベースで常勤理事会及び理事会に報告しております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。

- 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- 経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

- これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事より理事会等へも報告しております。

- 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

- 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で4,494百万円です。

- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	47,924	47,866	△58
(2) 有価証券	107,422	107,389	△33
満期保有目的の債券	2,849	2,816	△33
その他の有価証券 (*3)	104,573	104,573	—
(3) 貸出金 (*1)	174,358		
貸倒引当金 (*2)	△2,161		
	172,196	173,535	1,339
金融資産計	327,544	328,791	1,247
(1) 預金積金 (*1)	324,284	323,928	△356
金融負債計	324,284	323,928	△356

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価方法(算定方法)

金融資産

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によつております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によつております。

当金庫保証付私算債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28から29に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	18
合 計	18

(*) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	10,006	19,500	6,600	5,000
有価証券 (*1)	9,376	25,403	30,243	37,590
満期保有目的の債券	—	2,750	99	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	9,376	22,653	30,144	37,590
貸出金 (*2)	33,151	54,530	41,360	36,780
合 計	52,533	99,433	78,203	79,370

(*1) 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	104,271	27,998	982	400
合 計	104,271	27,998	982	400

(*) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	99	99	0
	国債	99	99	0
	その他	1,000	1,006	6
	小 計	1,099	1,106	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	150	148	△1
	社債	150	148	△1
	その他	1,600	1,561	△38
	小 計	1,750	1,709	△40
合 計		2,849	2,816	△33

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	30	19	10
	債 券	20,071	19,639	431
	国債	6,932	6,664	268
	地方債	3,370	3,270	99
	社債	9,768	9,705	63
	その他	7,477	6,788	688
	小 計	27,578	26,448	1,130
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	40	49	△9
	債 券	61,156	65,761	△4,605
	国債	17,147	19,466	△2,318
	地方債	891	934	△42
	社債	43,117	45,361	△2,244
	その他	15,797	16,619	△822
	小 計	76,994	82,431	△5,437
合 計		104,573	108,879	△4,306

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	83	2	—
債 券	201	1	—
社 債	201	1	—
そ の 他	360	11	0
合 計	644	15	0

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,027百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが9,001百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却額	194百万円
退職給付引当金損算入限度超過額	159百万円
貸倒引当金損算入限度超過額	424百万円
その他	220百万円
繰延税金資産小計	998百万円
評価引当額	△678百万円
繰延税金資産合計	320百万円
繰延税金負債	
その他	5百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	315百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 126円4銭
- 「その他の経常費用」には責任共有制度費用54百万円、偶発損失引当金繰入4百万円を含んでおります。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

資産のグルーピングについては、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額10百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
玉村町	営業店舗1箇所	建物等	10

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点を収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に關係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などに一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載してありません。

営業の状況

■ 主要経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預金積金残高	298,859	319,614	322,610	323,730	324,284
貸出金残高	182,552	190,832	182,896	179,306	174,358
有価証券残高	87,012	99,777	103,636	103,598	107,440
純資産額	14,087	14,286	13,454	10,593	10,032
総資産額	315,553	336,493	348,431	336,596	336,676
経常収益	4,574	4,488	4,235	4,189	4,176
経常費用	4,309	4,250	3,932	3,717	3,552
経常利益	265	237	302	472	623
当期純利益	208	219	240	328	422
単体自己資本比率	8.91%	9.62%	10.11%	10.71%	10.84%
常勤役員数	7	7	6	6	7
職員数	291	281	274	268	260
計	298	288	280	274	267
(期中平均)	(315)	(302)	(290)	(285)	(276)

※単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(単位:出資に対する配当金額 百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
出資総額	1,740	1,708	1,700	1,690	1,659
個人	1,256	1,224	1,218	1,215	1,180
法人	483	484	481	474	478
出資総口数	3,481,067	3,417,732	3,400,865	3,380,710	3,318,296
出資会員数	23,110	22,959	22,603	22,214	21,887
個人	19,571	19,372	19,039	18,674	18,365
法人	3,539	3,587	3,564	3,540	3,522
出資に対する配当金額	34	34	33	33	33
出資配当率 (出資1口当たり)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)

■ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		受取利息・支払利息(千円)				利回	
					前期比増減(千円)			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	342,943	341,230	3,644,184	3,675,707	△15,697	31,523	1.06%	1.07%
うち貸出金	182,370	176,684	2,530,535	2,593,786	△54,515	63,250	1.38%	1.46%
うち預け金	52,730	52,784	81,364	124,894	2,582	43,529	0.15%	0.23%
うち有価証券	106,442	110,390	999,494	924,538	36,534	△74,955	0.93%	0.83%
うちその他	1,400	1,370	32,790	32,489	△299	△300	2.34%	2.37%
資金調達勘定	333,195	331,880	13,287	10,707	△3,179	△2,580	0.00%	0.00%
うち預金積金	331,468	329,583	12,332	9,746	△3,149	△2,586	0.00%	0.00%
うち借入金	1,534	0	—	—	—	—	—	—
うちその他	192	2,296	954	959	△30	5	0.49%	0.04%

※資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合い額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	3,644	3,675
資金調達費用	13	10
資金運用利益	3,630	3,665
役務取引等収益	386	395
役務取引等費用	342	359
役務取引等利益	44	36
その他業務収益	77	40
その他業務費用	4	139
その他業務利益	72	△99
業務粗利益	3,748	3,602
業務粗利益率	1.09%	1.05%

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度、令和5年度ともに該当なし)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	709	623
実質業務純益	901	623
コア業務純益	870	758
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	755	758

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
その他業務収益	77,356	40,726
外国為替売買益	292	—
国債等債券売却益	32,551	1,138
その他の業務収益	44,512	39,588
その他業務費用	4,614	139,783
国債等債券売却損	937	310
国債等債券償還損	—	136,080
その他の業務費用	3,677	3,393
その他業務利益	72,741	△99,056

■ 諸比率

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.13%	0.17%
総資産当期純利益率	0.09%	0.12%
資金運用利回	1.06%	1.07%
資金調達原価率	0.85%	0.90%
総資金利鞘	0.21%	0.17%
末残預貸率	55.38%	53.76%
平残預貸率	55.01%	53.60%

※ 総資産経常(当期純)利益率(または損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(または損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
人件費	1,876,226	1,850,840
報酬給料手当	1,474,765	1,471,919
退職給付費用	180,511	161,339
その他	220,949	217,581
物件費	912,627	1,042,809
事務費	364,557	393,187
旅費・交通費	329	348
通信費	37,548	38,165
事務機械賃借料	23,945	24,434
事務委託費	224,724	248,087
その他事務費	78,009	82,151
固定資産費	207,422	263,497
土地建物賃借料	58,583	58,614
保全管理費	110,257	111,156
その他固定資産費	38,581	93,725
事業費	74,445	87,314
広告宣伝費	28,548	26,884
交際費・寄贈費・諸会費	21,547	26,522
その他の事業費	24,349	33,907
人事厚生費	23,129	14,243
減価償却費	196,096	236,820
その他	46,975	47,746
税金	73,689	84,921
合計	2,862,542	2,978,571

預金積金

科目別預金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
流動性預金	181,142	188,307	179,650	187,164	55.4%	57.7%
当座預金	4,152	4,102	4,508	4,465	1.3%	1.3%
普通預金	176,617	183,798	174,760	182,264	53.9%	56.2%
貯蓄預金	362	366	356	391	0.1%	0.1%
通知預金	10	39	24	43	0.0%	0.0%
定期性預金	149,266	140,174	142,702	135,707	44.0%	41.8%
定期預金	142,179	133,652	135,882	129,635	41.9%	39.9%
固定金利定期預金	142,166	133,639	135,869	129,622	41.9%	39.9%
変動金利定期預金	12	12	12	12	0.0%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%
定期積金	7,086	6,521	6,820	6,072	2.1%	1.9%
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他預金	1,059	1,102	1,377	1,412	0.4%	0.4%
合計	331,468	329,583	323,730	324,284	100.0%	100.0%
会員			98,990	100,571	30.6%	31.0%
会員外			224,740	223,713	69.4%	69.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
個人預金	258,264	257,701
法人預金	65,465	66,583
一般法人	52,109	53,260
金融機関	54	40
公金	13,301	13,282
合計	323,730	324,284

財形貯蓄の残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
件数	203	186
金額	438	424

為替

内国為替期中取扱金額

(単位:億円)

		令和4年度	令和5年度
送金・振込為替	送った分	2,120	2,078
	受けた分	2,664	2,634
代金取立	送った分	29	0
	受けた分	16	—
合計		4,831	4,712

貸出金

科目別貸出金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
割引手形	1,623	1,499	1,728	1,740	0.9%	0.9%
手形貸付	10,003	10,100	10,645	9,941	5.9%	5.7%
証書貸付	163,724	158,493	160,153	156,152	89.3%	89.5%
当座貸越	7,019	6,591	6,777	6,523	3.7%	3.7%
合計	182,370	176,684	179,306	174,358	100.0%	100.0%
固定金利貸付			95,337	90,943	53.1%	52.1%
変動金利貸付			83,968	83,414	46.8%	47.8%

業種別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末		令和6年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	22,564	12.5%	21,214	12.1%
農業、林業	55	0.0%	43	0.0%
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	43	0.0%	26	0.0%
建設業	12,305	6.8%	11,610	6.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	2,906	1.6%	2,746	1.5%
情報通信業	98	0.0%	80	0.0%
運輸業、郵便業	9,128	5.0%	8,796	5.0%
卸売業、小売業	9,216	5.1%	9,075	5.2%
金融業、保険業	9,197	5.1%	11,193	6.4%
不動産業	24,586	13.7%	23,297	13.3%
物品賃貸業	499	0.2%	531	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	747	0.4%	703	0.4%
宿泊業	617	0.3%	576	0.3%
飲食業	1,726	0.9%	1,604	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	1,429	0.7%	1,061	0.6%
教育、学習支援業	450	0.2%	464	0.2%
医療、福祉	5,422	3.0%	5,210	2.9%
その他のサービス	5,452	3.0%	5,213	2.9%
小計	106,447	59.3%	103,452	59.3%
地方公共団体	23,128	12.8%	21,678	12.4%
個人(住宅・消費・納税資金等)	49,730	27.7%	49,226	28.2%
住宅ローン	41,941	84.3% (2)	41,420	84.1% (2)
合計	179,306	100.0%	174,358	100.0%
会員	142,519	79.4%	137,066	78.6%
会員外	36,786	20.5%	37,291	21.3%
設備資金残高	88,086	49.1%	84,422	48.4%
運転資金残高	91,219	50.8%	89,935	51.5%

(注) 1. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 住宅ローン欄の構成比は、個人貸付残高に占める割合です。

貸出金

■ 担保別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
当金庫預金積金	4,240	3,779
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	37,233	35,880
その他	474	353
信用保証協会・信用保証	48,078	47,648
信用	27,648	25,997
合計	61,630	60,698
合計	179,306	174,358

■ 担保別債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
当金庫預金積金	2	9
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2	60
その他	—	—
信用保証協会・信用保証	—	—
信用	0	0
合計	468	368
合計	473	438

■ 代理貸付残高

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
信金中央金庫	436	341
(株)日本政策金融公庫	3	2
(独)中小企業基盤整備機構	—	—
(独)住宅金融支援機構	2,104	1,843
(独)福祉医療機構	82	74
合計	2,627	2,262

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	739	931	—	739	931	931	628	—	931	628
個別貸倒引当金	1,080	1,262	86	994	1,262	1,262	1,533	4	1,257	1,533
合計	1,819	2,193	86	1,733	2,193	2,193	2,161	4	2,188	2,161

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	0	4

■ 貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に偏ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

また、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種個人ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取り揃え、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

なお、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

有価証券

■ 有価証券の種類別残高

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	—	—	—	99	99	0
	国 債	—	—	—	99	99	0
	そ の 他	500	502	2	1,000	1,006	6
	小 計	500	502	2	1,099	1,106	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	150	149	△0	150	148	△1
	社 債	150	149	△0	150	148	△1
	そ の 他	500	477	△22	1,600	1,561	△38
	小 計	650	626	△23	1,750	1,709	△40
合 計		1,150	1,128	△21	2,849	2,816	△33

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	25	19	5	30	19	10
	債 券	21,005	20,305	700	20,071	19,639	431
	国 債	7,101	6,666	435	6,932	6,664	268
	地方債	3,321	3,177	144	3,370	3,270	99
	社 債	10,582	10,461	120	9,768	9,705	63
	そ の 他	6,005	5,539	465	7,477	6,788	688
	小 計	27,036	25,864	1,171	27,578	26,448	1,130
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	96	129	△33	40	49	△9
	債 券	56,781	60,065	△3,284	61,156	65,761	△4,605
	国 債	17,253	18,842	△1,588	17,147	19,466	△2,318
	地方債	858	880	△22	891	934	△42
	社 債	38,669	40,342	△1,672	43,117	45,361	△2,244
	そ の 他	18,516	19,758	△1,242	15,797	16,619	△822
小 計	75,394	79,954	△4,560	76,994	82,431	△5,437	
合 計		102,430	105,819	△3,388	104,573	108,879	△4,306

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	18	18
合 計	18	18

■ 商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券については帳簿価額としております。

有価証券

■ 有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和4年度	—	1,654	—	—	1,892	20,808	—	24,355
	令和5年度	1,642	—	—	—	7,709	14,828	—	24,179
地方債	令和4年度	153	306	306	1,349	1,434	629	—	4,179
	令和5年度	151	302	302	2,089	1,069	347	—	4,261
短期社債	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和4年度	1,772	9,089	6,671	5,764	9,589	16,514	—	49,402
	令和5年度	6,002	6,141	8,397	7,493	7,667	17,333	—	53,035
株式	令和4年度	—	—	—	—	—	—	139	139
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	89	89
外国証券	令和4年度	2,596	3,394	3,538	3,035	1,756	4,897	—	19,218
	令和5年度	1,298	2,698	7,114	1,183	1,479	5,082	—	18,855
その他の証券	令和4年度	230	390	553	—	1,509	—	3,620	6,303
	令和5年度	283	211	236	232	1,319	—	4,736	7,018

※上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

■ 有価証券の種類別平均残高・期末残高

(単位:百万円)

		令和4年度		令和5年度	
		平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債		27,618	24,355	25,987	24,179
地方債		3,965	4,179	4,266	4,261
短期社債		—	—	—	—
社債		48,595	49,402	53,827	53,035
株式		260	139	155	89
外国証券		19,623	19,218	19,540	18,855
その他の証券		6,379	6,303	6,613	7,018
合計		106,442	103,598	110,390	107,440

※上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

■ 預証率

	令和4年度	令和5年度
末残預証率	32.00%	33.13%
平残預証率	32.11%	33.49%

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ デリバティブ取引 (信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。

信用金庫法開示債権・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	3,008	3,008	1,929	1,079		100.00%	100.00%	
	令和5年度	3,020	3,020	1,663	1,357		100.00%	100.00%	
危険債権	令和4年度	4,280	3,808	3,626	182		88.99%	27.96%	
	令和5年度	4,083	3,670	3,494	176		89.89%	29.91%	
要管理債権	令和4年度	900	568	132	436		63.14%	56.77%	
	令和5年度	577	577	86	490		100.00%	100.00%	
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—		—	—
		令和5年度	—	—	—	—		—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	900	568	132	436		63.14%	56.77%
		令和5年度	577	340	86	254		59.09%	51.85%
小計(A)	令和4年度	8,188	7,385	5,687	1,698		90.19%	67.89%	
	令和5年度	7,680	7,267	5,244	2,023		94.62%	83.06%	
正常債権(B)	令和4年度	171,840							
	令和5年度	167,415							
総与信残高(A)+(B)	令和4年度	180,029							
	令和5年度	175,096							

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

リスク管理態勢・法令等遵守態勢

■ リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取り組み健全経営・堅実経営に鋭意努力しております。

1. 「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスク管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
2. リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

統合的リスク管理…………… リスク管理部

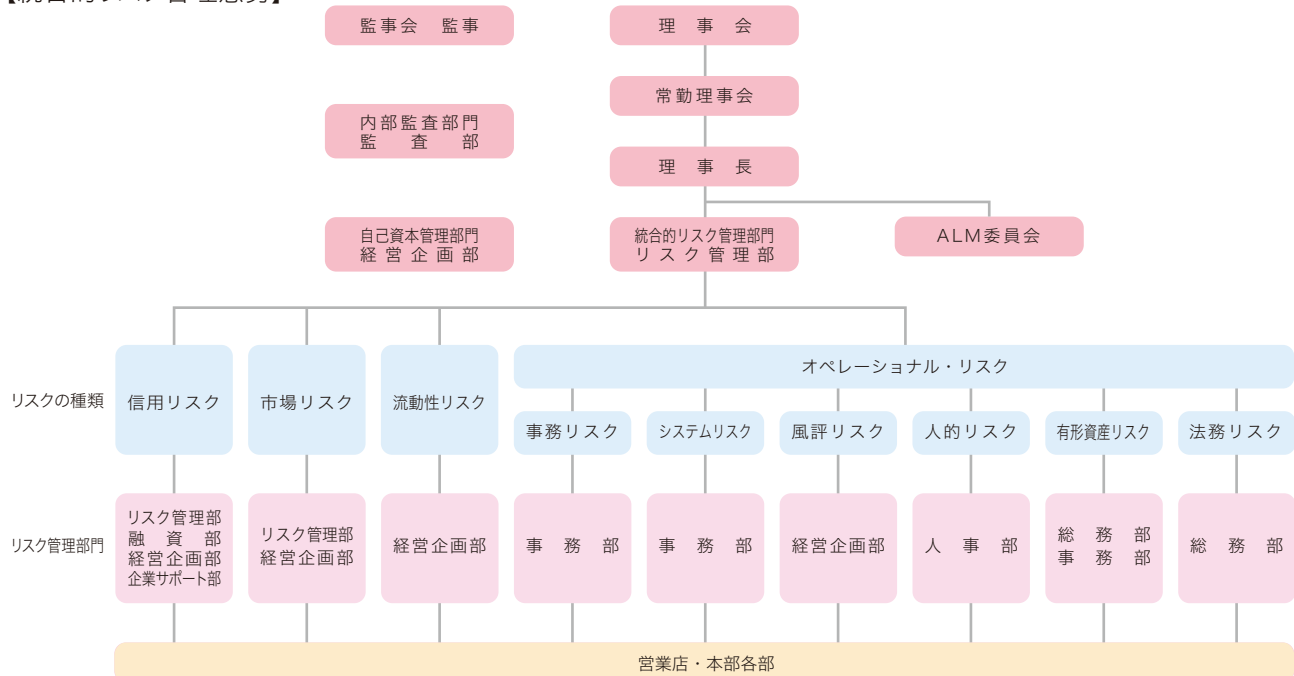
- | | | | |
|------------------|------------------------------|-----------------|---------|
| (1)信用リスク…………… | リスク管理部・融資部・経営企画部・企業サポート部・営業部 | (5)法務リスク…………… | 総務部 |
| (2)市場リスク、流動性リスク… | リスク管理部・経営企画部 | (6)風評リスク…………… | 経営企画部 |
| (3)事務リスク…………… | 事務部・本部各部 | (7)人的リスク…………… | 人事部 |
| (4)システムリスク…………… | 事務部 | (8)有形資産リスク…………… | 総務部・事務部 |

各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。

また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。

3. リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

【統合的リスク管理態勢】



■ 法令等遵守態勢

当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚するとともに、社会人としての健全な常識や、より高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」・「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

さらに「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することにより、コンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。

アイオー信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権の尊重
6. 環境問題への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力の排除

倫理行動基準

1. 法律・規則を守ります。
2. お客さまとの約束を守ります。
3. 差別意識や偏見は持ちません。
4. 職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
5. 公私混同はいたしません。
6. 『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

コンプライアンス・プログラム

1. 規程等整備の実施計画
2. 内部統制の実施計画
 - (1) 内部管理態勢
 - ① コンプライアンスの統括は、総務部が担当しております。
 - ② また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行っております。
 - ③ コンプライアンス担当者の配置
コンプライアンス態勢を効果的に機能させるため、各業務部門及び営業店にコンプライアンス担当者を配置しております。
 - ④ 各業務部門の役割
各業務部門は、適切な業務処理が遂行されるよう、法令・規程・庫内文書等に準拠した業務処理の内部統制を適格に行っております。
 - ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策を推進
マネー・ローンダリング等に関する基本方針(ポリシー)や態勢整備整備計画を策定し、鋭意推進しております。
 - (2) 検査・検証機能
 - ① 各業務部門及び営業店において、自主点検のための自店検査を行っております。また、年2回全役職員がコンプライアンス・チェックリストによる自己チェックを行っております。
 - ② 監査部は、各業務部門及び営業店のコンプライアンスが、適切に遵守されているか否かを監査することとしております。
 - ③ 監事はその独立性を確保し、役員に対する業務監査・会計監査等その職務の遂行並びにコンプライアンスの遵守状況を監査するため、法令規則に則った権限を実行し、業務の健全化に必要な措置を講ずるなど適切に対応しております。
3. 研修・啓蒙活動の実施計画
役員が、職員の研修会等に積極的に関与し、反復継続してコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度

コンプライアンスに関する相談窓口として「総合相談委員会」また、外部通報窓口として「アイオー信用金庫ほっとライン」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

反社会的勢力への対応

当金庫では、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとするご融資関係の契約書に、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。また、新たに取引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、お取引のある営業店若しくは当金庫お客様相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日(9時～17時)に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに群馬弁護士会(10時～17時、電話:027-234-9321)の紛争解決センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解や知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公平・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が保護されるよう努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

※ 本方針において、「お客さま」とは、当金庫とお取引されている方及び当金庫とお取引しようとしている方をいいます。

※ 本方針において、「お客さまへの説明を要する取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

2. 個人情報等の利用目的

お客さまの個人情報等の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで遅滞なくお答えします。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます。）にて同意をいただくこととします。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し出について

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理等に適切に取り組めます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、当金庫お客さま相談室までご連絡ください。

詳細は、当金庫のホームページの他、店頭備え置きのパフレットをご覧ください。

顧客への説明態勢の整備・相談苦情対応機能の強化

1. 当金庫では、与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のため、庫内研修を実施し職員への周知を図っております。
2. お客さまからの相談や苦情は、総務部コンプライアンス課（お客様相談室）が一元対応しております。
 - (1) 相談・苦情の内容を関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則に照らして検証し、その結果を研修等で職員に周知し業務の改善を図っております。
 - (2) 相談・苦情に関する関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証し、規程等の制定・改廃を図っております。
 - (3) 相談・苦情は定期的にコンプライアンス委員会に報告され、役員・本部各部長もその内容を把握し、お客さまの声を金庫全体で受け止めております。

なお、お客さまからのご意見・苦情等は、お取引店舗もしくはお客様相談室までお申し出ください。

アイオー信用金庫 お客様相談室 【受付時間】当金庫営業日（9時～17時）

●0120-200-157（フリーダイヤル） ●0270-30-5026（ダイヤルイン）

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

b. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	134

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」100百万円、「賞与」17百万円、「退職慰勞金」16百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱による定性的な開示事項

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・発行主体：アイオー信用金庫
- ・資本調達手段の種類：普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,659百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「与信に係る資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー ○ 格付投資情報センター (R&I) ○ 日本格付研究所 (JCR) ○ ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク
○ S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド
- ・金融機関向けエクスポージャー ○ カントリー・リスク・スコア

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては該当ありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、経営企画部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、経営企画部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(6) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- 格付投資情報センター (R&I) ○ 日本格付研究所 (JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド

(9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の経済価値や、金融資産・負債から得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいいます。

当金庫は、保有するすべての金利感応資産・負債を管理対象として金利リスクを計測し、適切なリスクコントロールを図ることとしております。金利リスクの計測については、 Δ EVE (金利変動に伴う経済価値の変化量)、 Δ NII (金利変動に伴う純金利息収入の変化量)、VaR (バリュアット・リスク)、BPV (ベシス・ポイント・バリュアット) といった金利リスク指標を用いており、リスク管理部が月次でALM委員会及び常勤理事会に報告し適切に管理しているほか、自己資本に照らし許容可能な水準に収まっているかどうかモニタリングしております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- c. 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- e. 複数の通貨の集計方法及びその前提
 Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算して集計しております。
- f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- h. 前事業年度の開示からの変動に関する説明
金利リスクうち、 Δ EVE (最大値: 上方パラレルシフト) については、316百万円減少し8,899百万円となりました。 Δ NIIは、下方パラレルシフト時に前事業年度比44百万円増加し78百万円となりました。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- a. 金利ショックに関する説明
自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。
- b. 金利リスクの計測の前提及びその意味
統合的リスク管理の枠組みの中で、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測しております。
また、VaR法に基づく市場リスク量が、リスクカテゴリー毎に配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングすることで健全性を確保しております。

■ 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

バーゼルⅢ第3の柱による自己資本の構成に関する開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,914	14,273
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,690	1,659
うち、利益剰余金の額	12,258	12,647
うち、外部流出予定額(△)	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	931	628
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	931	628
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	14,848	14,901
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	50	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	50	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	50	53
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	14,797	14,847
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,942	129,831
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,379	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	45	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,140	7,092
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	138,082	136,924
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.71%	10.84%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	130,942	5,237	129,831	5,193
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	126,216	5,048	123,828	4,953
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	81	3	80	3
我が国の政府関係機関向け	781	31	1,012	40
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,751	550	15,423	616
法人等向け	45,703	1,828	44,815	1,792
中小企業等向け及び個人向け	35,257	1,410	34,160	1,366
抵当権付住宅ローン	5,536	221	5,585	223
不動産取得等事業向け	13,156	526	11,971	478
三月以上延滞等	619	24	551	22
取立未済手形	16	0	29	1
信用保証協会等による保証付	1,213	48	1,145	45
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	550	22	1,088	43
出資等のエクスポージャー	550	22	1,088	43
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,548	381	7,963	318
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,277	51	2,116	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	876	35	833	33
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,019	200	5,013	200
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,105	244	6,003	240
ルック・スルー方式	6,105	244	6,003	240
マナドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	45	1	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,140	285	7,092	283
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	138,082	5,523	136,924	5,476

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞ $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国 内	322,800	323,081	179,879	174,946	87,122	90,651	—	—	1,169	1,161
国 外	12,416	13,415	—	—	12,416	13,415	—	—	—	—
地 域 別 合 計	335,217	336,497	179,879	174,946	99,538	104,067	—	—	1,169	1,161
製 造 業	37,509	37,389	22,959	21,589	14,500	15,799	—	—	42	56
農 業、林 業	87	72	87	72	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	43	26	43	26	—	—	—	—	—	—
建 設 業	14,141	13,639	13,542	12,840	599	799	—	—	253	77
電気・ガス・熱供給・水道業	8,050	7,782	2,951	2,782	5,095	4,996	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,228	2,211	114	98	2,101	2,101	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	14,220	14,116	9,182	8,909	4,958	5,157	—	—	88	159
卸 売 業、小 売 業	13,920	13,937	9,521	9,338	4,398	4,599	—	—	281	259
金 融 業、保 険 業	62,814	66,520	9,228	11,234	5,100	5,600	—	—	—	—
不 動 産 業	29,806	28,734	25,706	24,434	4,100	4,299	—	—	230	228
各 種 サ ー ビ ス	18,825	17,537	17,825	16,737	1,000	800	—	—	152	224
国・地方公共団体等	61,831	63,522	23,141	21,696	38,665	41,796	—	—	—	—
個 人	45,481	45,095	45,481	45,095	—	—	—	—	122	155
そ の 他	26,255	25,909	93	89	19,017	18,116	—	—	—	—
業 種 別 合 計	335,217	336,497	179,879	174,946	99,538	104,067	—	—	1,169	1,161
1 年 以 下	51,715	40,393	23,134	23,632	3,942	8,347	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	30,447	39,221	12,286	9,830	13,153	7,556	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	24,193	29,462	14,732	15,024	9,361	14,398	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	25,592	32,485	14,695	22,104	10,897	10,380	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	51,786	54,286	29,283	21,756	19,802	26,230	—	—	—	—
10 年 超	132,774	124,455	85,393	82,302	42,381	37,153	—	—	—	—
期間の定めのないもの	18,706	16,191	354	296	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	335,217	336,497	179,879	174,946	99,538	104,067	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

9ページ「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	92	70	70	68	41	—	51	70	70	68	0	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	129	92	92	89	26	2	103	90	92	89	0	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	7	13	13	13	—	—	7	13	13	13	—	—
卸売業、小売業	411	677	677	659	13	—	397	677	677	659	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	159	157	157	238	3	—	156	157	157	238	—	—
各種サービス	179	155	155	375	0	2	179	153	155	375	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	100	94	94	87	1	0	99	93	94	87	—	—
合計	1,080	1,262	1,262	1,533	86	4	994	1,257	1,262	1,533	0	4

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	85,294	—	78,281
10%	—	24,885	—	26,090
20%	9,415	61,829	12,527	67,743
35%	—	15,935	—	16,034
40%	—	—	—	3,005
50%	43,998	428	44,017	251
70%	—	2,003	—	1,002
75%	—	38,271	—	36,265
100%	4,267	48,260	3,635	46,844
150%	—	275	—	464
250%	—	350	—	333
その他	—	—	—	—
合計	57,682	277,534	60,180	276,317

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入額を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,340	3,035	18,965	19,671	—	—
1. ソブリン向け		—	—	773	732	—	—
2. 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
3. 法人等向け		1,429	1,194	25	18	—	—
4. 中小企業等・個人向け		1,827	1,756	17,742	18,279	—	—
5. 抵当権付住宅ローン		10	9	62	85	—	—
6. 不動産取得等事業向け		45	63	10	9	—	—
7. 三月以上延滞等		—	—	78	73	—	—
8. その他		27	11	272	472	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	売買目的有価証券				その他有価証券で市場価格のあるもの									
	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額		取得原価(償却原価)		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
上場株式等	—	—	—	—	531	1,069	497	1,199	△33	130	27	160	61	29
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	531	1,069	497	1,199	△33	130	27	160	61	29

(単位:百万円)

	その他有価証券で市場価格のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	令和4年度	令和5年度
上場株式等	—	—
非上場株式等	1,296	1,756
合計	1,296	1,756

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	売却額		売却益		売却損		株式等償却	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
出資等エクスポージャー	850	129	25	13	—	—	—	—

(7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,912	9,118
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
1	上方パラレルシフト	9,215	8,899	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	34	78
3	スティープ化	8,061	7,437		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,215	8,899	34	78
8	自己資本の額	14,797	14,847	14,797	14,847

(注) 金利リスク算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ II. 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

地域密着型金融の取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、経営支援を要する取引先に対して、経営相談や課題解決等を通じて個社別の支援活動を行うとともに、地域の面的再生にも積極的に寄与することで地域社会の再生・活性化に貢献すべく取組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業者(個人事業主を含む)の経営支援に関する態勢につきましては、統括部署として本部に「企業サポート部」を設置し、中小企業診断士を配置するとともに、各営業店に「経営支援窓口」を設置し、お客さまの経営実態に即した経営支援が行えるよう態勢を整えております。また、平成24年11月5日付で経営革新等支援機関の認定を受け、お客さまに対して効率的かつ継続的に支援を行える態勢としております。

さらに、より実効性の高い経営支援を行うため外部専門家・外部機関との連携を積極的に推進し、経営支援態勢の強化を図っております。(令和6年3月末現在連携先…群馬県、伊勢崎市、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構、群馬県中小企業診断士協会、群馬労働局他)

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) 創業・新規事業支援

ア. 群馬県産業支援機構、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、日本政策金融公庫等と定期的に情報交換を実施し、創業・新規事業のニーズに応えられるよう努めております。

イ. 県の創業関連制度融資、日本政策金融公庫と連携した創業支援資金等の推進により、創業・新規事業の資金ニーズに応えております。

ウ. 伊勢崎市及び太田市の実施する「特定創業支援事業」に「創業支援事業者」として参画しています。

(2) 成長段階における支援

ア. アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、各種セミナーの開催等、お客さまの成長段階に合った経営支援を行っております。

イ. 事業性評価に基づき、お客さまの実態に即した経営支援を実施しております。

(3) 経営改善・事業再生

ア. 群馬県中小企業活性化協議会、群馬県信用保証協会、群馬県中小企業診断士協会等と連携して、お客さまの経営診断を実施し、経営課題の抽出・改善策の策定等を提供しております。

イ. 取引先の経営改善計画の策定支援や、計画に基づく他行と協調した貸出金の条件変更に多数対応し、資金繰りの安定化を図っております。

ウ. 外部機関の専門的人材・ノウハウを活用し、個別案件に対応しております。

(4) 事業承継

ア. 企業サポート部にて群馬県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して、「事業承継・M&A相談会」を定期的に開催し、中小企業者の事業承継支援に取り組んでおります。

イ. 日本政策金融公庫や群馬県信用保証協会と連携し、事業承継にかかる資金ニーズに応えております。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、「経営者保証に関する取組方針」はこちらからご覧いただけます。

経営者保証に関する取組方針は
こちらから

【令和5年度実績】

新規に無保証で融資した件数	2,424件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	72.81%
保証契約を解除した件数	62件



なお、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

5. 企業の将来性・技術力を的確に評価できる人材育成への取組み

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けて、企業に対する目利き力及びコンサルティング機能の向上のために、中小企業診断士有資格者の増員を図っております。(令和6年3月末現在有資格者…6名)

6. 地域活性化に関する取組み状況

アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、ビジネスマッチングフェア、各種セミナー・相談会の開催、アイオービジネスネット(ビジネスプラザ・アイオー商店街)の拡充等、事業者支援の仕組みを構築することにより地域の活性化に努めております。

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

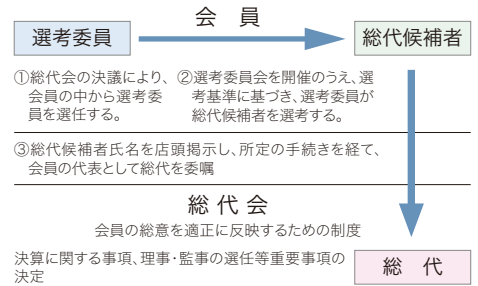
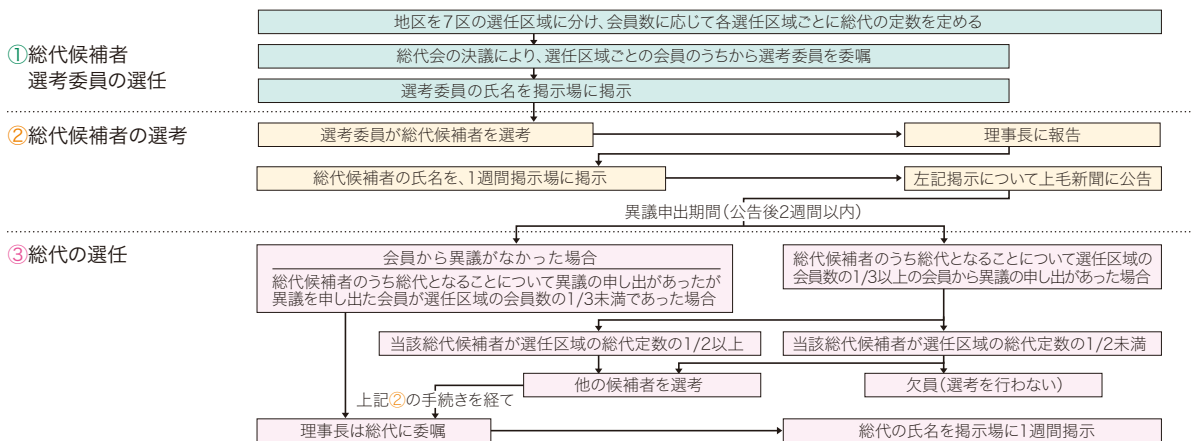
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和6年6月27日現在の総代数は121人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者を選考する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(3) 総代が選任されるまでの手続きについて



〈総代候補者選考基準〉
当金庫の総代を選考するにあたって、基準を次のとおり定める。

1. 資格要件
当金庫の会員であること
2. 適格要件
(1) 総代として相応しい見識を有していること
(2) 良識をもって正しい判断ができる人であること
(3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
(4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
(5) 行動力があり、積極的な方
(6) 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
(7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 88.4%、個人事業主 9.0%、個人 2.4%
年代別	70代以上 24.7%、60代 46.2%、50代 24.7%、40代以下 4.1%
業種別	製造業 34.1%、サービス業 21.3%、建設業 18.8%、卸・小売業 15.3%、不動産業 5.1%、運輸・通信業 2.5%、医療保健福祉 1.7%、電気・ガス・水道・熱供給 0.8%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

総代名簿

(令和6年6月27日現在)

第一区(21名)	第二区(20名)	第三区(17名)	第四区(20名)	第五区(16名)	第六区(14名)	第七区(13名)
伊勢崎市	伊勢崎市・佐波郡玉村町・前橋市・高崎市・藤岡市	伊勢崎市	伊勢崎市	太田市	太田市	太田市・鹿林市・邑楽郡・桐生市・みどり市・足利市・本庄市・児玉郡上里町・その他地区
阿久津光康⑦；平野 正孝③；板垣 雅直④；細野 亨①；井野 富夫⑦；宮入 良明⑦；大沢 啓一⑧；矢内 信弘⑦；荻野 芳夫④；渡辺 元⑦；小倉 正志②；柏井 喜市⑥；上柿 敬一⑤；久保田昌子⑦；齋藤 利雄⑦；齋藤 昌彦②；須藤 哲男⑧；武井 大輔②；田中 誠一⑧；中島 建⑧；根岸由紀夫⑦	新井 邦彦②；武井 義夫④；石原 誠②；手島 章夫②；泉 哲雄④；細木 大亮⑦；梅田 浩行⑦；松崎 和男⑦；大澤 栄②；萩原 高志②；小野 岳彦④；金田 知浩①；川端 郁夫⑦；倉金 慶⑦；齋藤 昌彦②；後藤 昌甲⑦；小林 克禎⑦；小林 利彦①；齋藤 元秀③；関根 一雄⑥	新井 衛⑥；渡辺 良之③；新井 龍一⑥；磯 雄司①；内山 修一⑦；岡部 洋行⑧；小保方英雄①；小林 宏⑥；提橋 了一⑧；鷹巣 修④；田澤 透④；栗原 宏昌①；蜂矢 可弥②；黨 文丸⑦；村岡 幹彦⑦；村田 隆英⑦；森田 高史④	赤石暁一郎④；長沼 宏泰③；天田 光俊⑦；宮澤 靖①；石川 純一⑦；細谷 康夫③；石川 剛弘①；松本 泰明④；岩瀬 正範⑦；小澤 弘⑦；川島 和美②；久保田一夫⑦；栗原 直貴⑥；齋藤 良明②；櫻場 弘美⑦；島田 秀男⑦；須田 友幸⑦；田島 康助③；田島 義文③；中里 盛人④	大谷 祐三①；栗林 紀昌①；小坂橋 勉③；小島 俊孝⑦；小平 稔④；佐藤 隆⑧；清水 利彦①；久保田 信昭⑤；関口 誠一③；高橋嘉一郎⑦；塚越 英樹①；津久井伸昭④；中川 浩一⑦；仲川 昌男⑦；平野 正好②；山崎 正紀②	石川 好伸⑦；井上 隆③；内山 聖一①；大久保克美②；木村 剛②；金井 光司⑦；齊藤 雅彦⑦；萩原 孝子②；長南 清仁⑥；野村 明裕⑥；早川みちる①；松本 徹⑦；茂木 豊次⑧；横山 淳①	新井 健①；石川 雅之⑦；金井 俊行⑧；木村 克光②；木村 剛②；霜田 雅行①；西村 忠勝①；丸岡 聖史①；羽柴 孝之⑥；星野 正義③；丸岡 聖史①；村田 茂④；渡辺 知直②

※氏名の右の数字は就任回数を示しています。 ※敬称を省略させて頂きましたので、ご了承ください。

第103回通常総代会の決議事項

令和6年6月27日に第103回通常総代会が開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- | | |
|------------------|------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分案承認の件 | 第3号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第2号議案 監事選任の件 | 第4号議案 定款第15条に基づく会員除名の件 |

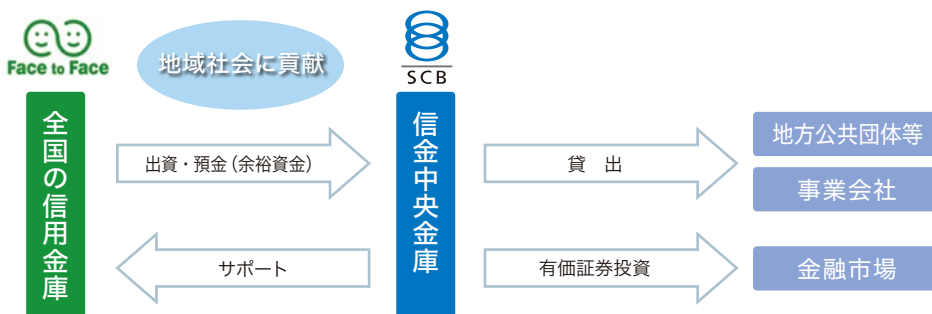
信金中央金庫のご案内

～ 信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



概要

(令和6年3月末)

証券コード	8421(東証上場)
資金量	34兆円
役員員数	1,263人
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点

外部格付

(令和6年3月末)

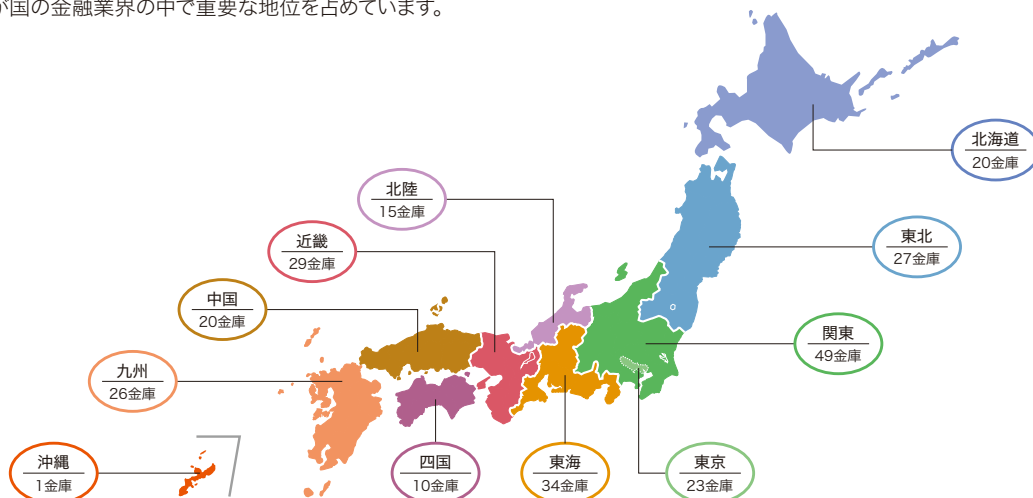
格付会社	長期
Moody's	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

信用金庫業界のネットワーク

(令和6年3月末)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、878万人の会員と161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。



 アイオー信用金庫

発行日: 令和6年7月 発行・編集: アイオー信用金庫 経営企画部